

東京農工大学保健管理センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (所長の選考)                      第5条 所長の選考は、<u>教育研究評議会の意見を参考にして、学長</u>が行う。                      (新設)  <u>2</u> (略)</p>	<p>本則                      (所長の選考)                      第5条 所長の選考は、<u>第10条に規定するセンター運営委員会</u>が行う。  <u>2 所長は、学長が任命する。</u>  <u>3</u> (略)</p>	<p>学内施設等の長の任命プロセスの明確化に伴う改正</p>

附 則 (令和4年1月31日保規則第1号)  
 この規則は、令和4年1月31日から施行する。